

令和5年度エコパートナー環境学習等業務委託事業募集要項（第1回募集分）

1. 事業の概要

(1) 目的

市民が、人と環境との関わりについて理解と認識を深めることにより、良好な環境を目指し、環境に配慮した行動がとれるよう、より質の高い環境学習等を提供する事業の推進を目的とする。

(2) 募集内容

上記目的を達成できるような事業内容であり、四日市市内で四日市公害と環境未来館が実施する**市主催事業**としてふさわしいもの。

2. 予算上限・募集件数

1事業につき、50,000円（税別）

募集件数16件 ※第1回は10件程度を予定

3. 応募資格

募集要項の配布時点で四日市市エコパートナーに登録されている者

4. 応募方法

「事業提案書」（様式参照）1部を6. 日程の期限内に郵送または持参にて、9. 書類提出・問い合わせ先に提出すること。※締切日必着とする。

5. 審査方法・結果通知

(1) 審査方法

別途定める「エコパートナー環境学習等業務委託事業審査要領」による。

(2) 結果通知

審査結果は文書により通知する。

6. 日程

令和5年4月13（木）	募集要項等の配布・事業提案受付
令和5年5月1日（月）	事業提案の締切
令和5年5月下旬ごろ	審査結果の通知予定
令和5年7月15日（土）以降	事業の実施

7. 質疑・応答

質問はEメールにて問い合わせること。また、市への送付確認を必ず行うこと。ただし、

審査に関する事項については回答しない。

8. その他

- (1) 提出書類は、提案者に返還しない。
- (2) 提出書類の著作権、知的財産所有権等は提案者に帰属する。
- (3) 事業提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。
- (5) 次のいずれかに該当する事業提案書は無効とする。
 - ア 定めた提出方法・提出先・期限等に適合しない場合
 - イ 提案内容に虚偽がある場合
 - ウ 応募者が審査関係者に不当な活動を行った場合
- (6) 審査結果通知後、受託候補者となった事業提案者と、審査の中で指摘のあった内容等について協議を行う。なお、受託候補者と協議が整わない場合は、受託候補者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 事業終了後、抜き打ちで領収書の提出を求めるなど会計検査を行う場合がある。
- (8) 新型コロナウイルス感染症など今後の状況により、提案事業の募集や採択した事業を中止する場合などがある。

9. 書類提出・問い合わせ先

(1) 提出先

〒510-0075 四日市市安島一丁目3番16号

四日市公害と環境未来館（市立博物館2階）

受付時間 開館日の午前9時30分から午後5時まで

(2) 問い合わせ先

四日市公害と環境未来館

T E L : 0 5 9 - 3 5 4 - 8 0 6 5

F A X : 0 5 9 - 3 2 9 - 5 7 9 2

Eメール : kougai-kankyomiraikan@city.yokkaichi.mie.jp